

前項	別表第一の第一の1の4の規定、同表の第二の1の1、2の1の(三)並びに	知事が幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有	
附則第四項	別表第一の第一の1の4及び別表第二の1の6の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者	
附則第三項	別表第一の第二の1(ただし書の規定を適用する場合を除く。)、二の1の(三)並びに三の1の(二)及び(四)(ただし書の規定を適用する場合を除く。)	幼稚園教員免許状所有者又は小学校教諭若しくは養護	
<p>3 別表第一の第二の1の1(ただし書の規定を適用する場合を除く。)、二の1の(三)並びに三の1の(二)及び(四)(ただし書の規定を適用する場合を除く。)</p> <p>4 別表第一の第一の1の4及び別表第二の1の6の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表第一の第一の1の4の規定、同表の第二の1の1、2の1の(三)並びに三の1の(二)及び(四)の規定並びに別表第二の1の5、6及び8の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表第一の第一の1の2及び3並びに別表第二の1の2及び3の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。</p>	<p>別表第一の第二の1(ただし書の規定を適用する場合を除く。)、二の1の(三)並びに三の1の(二)及び(四)(ただし書の規定を適用する場合を除く。)</p> <p>の規定並びに別表第二の1の5及び8(ただし書の規定を適用する場合を除く。)</p> <p>の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者</p>	<p>幼稚園教員免許状所有者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者</p>	

できる。

3 別表第一の第二の1の1(ただし書の規定を適用する場合を除く。)、二の1の(三)並びに三の1の(二)及び(四)(ただし書の規定を適用する場合を除く。)

4 別表第一の第一の1の4及び別表第二の1の6の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表第一の第一の1の4の規定、同表の第二の1の1、2の1の(三)並びに三の1の(二)及び(四)の規定並びに別表第二の1の5、6及び8の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表第一の第一の1の2及び3並びに別表第二の1の2及び3の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

別表第一の第二の1(ただし書の規定を適用する場合を除く。)、二の1の(三)並びに三の1の(二)及び(四)(ただし書の規定を適用する場合を除く。)

の規定並びに別表第二の1の5及び8(ただし書の規定を適用する場合を除く。)

の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者

幼稚園教員免許状所有者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

知事が幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有

	<p>三の1の(二)及び(四)の規定並びに別表第二の一の5、6及び8の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者</p>	<p>する者と同等の知識及び経験を有すると認める者</p>
--	--	-------------------------------

(保育所型認定こども園の食事の提供に関する特例)

7 市町村が、その設定する構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における認定こども園である保育所(市町村が設置するものに限る。以下この項において「保育所型認定こども園」という。)について、同法第四条第九項の内閣総理大臣の認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。)を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所型認定こども園における別表第一の第二の二の(四)の規定の適用については、同2の(四)の規定中「満三歳以上の子ども」とあるのは、「子ども」とする。

4 満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者であること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部が改正されたことに鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の要件の特例を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。